

八頭町地域生活支援事業（障害者社会参加支援事業）委託業務 プロポーザル審査要領

1 趣旨及び内容

障がい児者の社会参加を促進するため、文化・芸術活動やスポーツに関するイベント開催や広報を行うことにより、障がい児者が身近なところで気軽に文化・芸術活動やスポーツに参加し、障がいのある人、障がいのない人が共に楽しみ、地域で生き生きと暮らすための環境づくりに寄与することを目的とする。

この事業を実施するにあたり、プロポーザルにおける審査基準とその方法を示し、目的が達成できる事業実施者を選定する場合の手続きについて必要な事項を定める。

2 審査

審査員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、八頭町地域生活支援事業実施者選定委員会で審査を行う。

- ・当事者団体
- ・障害福祉サービス事業者
- ・相談支援事業者
- ・障害福祉関係団体
- ・行政機関

3 審査資料

「八頭町地域生活支援事業（障害者社会参加支援事業）委託業務公募型プロポーザル募集要綱」に基づき、参加表明書を提出された各参加者の企画書及び見積額から評価を行う。

4 業者選定基準

「八頭町地域生活支援事業（障害者社会参加支援事業）委託業務公募型プロポーザル募集要綱」に規定する参加資格を有する者。

5 審査基準

審査要素を別添審査表のとおり設定する。

6 審査方法

- (1) 出席した審査員により審査基準に基づき採点を行うこととする。
- (2) 各審査要素について別紙審査表の項目ごとの配点により評価を行う。
- (3) 別紙「八頭町地域生活支援事業審査表」に記入する方式で各参加者に対し評価を行い、各審査員の得点の合計を合計点とする。各参加者の合計点により順位を決定し、この順位と合計点を基に、委託事業実施者を決定する。
- (4) ただし、各審査員の合計点が、総得点の6割に満たない場合は、評価の対象外とする。は、契約を解除できるものとする。